

うるま市教育委員会告示第10号

全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月28日

うるま市教育委員会 教育長 嘉手苺 弘美

全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、全島獅子舞フェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する事業に要する経費に対して交付する、全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金（以下「補助金」という。）に関し、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 全島獅子舞フェスティバルの啓発事業
- (2) 全島獅子舞フェスティバルの実践事業
- (3) 全島獅子舞フェスティバルに参加する各種団体の活動促進及び連絡調整に関する事業
- (4) その他全島獅子舞フェスティバルに関する事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 この補助金の対象となる経費は、事務局費及び事業費とし、別表に掲げる経費とする。

2 補助金の額は、予算の範囲内とする。

(交付の申請)

第4条 実行委員会は、前条に規定する補助金の交付を受けようとするときは、全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書

(3) 教育長が特に必要と認めた書類

(交付の決定)

第5条 教育長は、前条に規定する補助金の交付申請があった場合は、申請書類等を審査し、適当と認めるときは、全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金交付決定通知書（様式第2号）により実行委員会に通知するものとする。

2 教育長は、前項の交付決定に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の変更交付申請等)

第6条 実行委員会は、前条に定める補助金交付決定後、事情の変更により申請額に変更が生じたときは、全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金変更交付申請書（様式第3号）を速やかに教育長に申請するものとする。

2 教育長は、前項の変更交付申請があったときは、変更した内容を審査の上、変更交付の可否を決定し、全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助金の交付請求及び概算払)

第7条 実行委員会は、第5条第1項に規定する交付決定（前条第2項に規定する変更交付決定を含む。）を受けた日から起算して20日以内に、全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金交付請求書（様式第5号）を教育長に提出することができる。

2 教育長は、前項に規定する補助金の交付請求を受けた日から起算して30日以内に概算払により補助金を交付するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 第5条第1項の規定により交付の決定を受けた実行委員会は、事業の完了後、全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、事業を実施した年度に属する3月末日までに教育長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 事業実績報告書

(3) 教育長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 教育長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合において、これを

審査した上で適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金額確定通知書（様式第7号）により当該実績報告をした交付対象事業者に通知するものとする。

（財産の管理等）

第10条 実行委員会は、規則第18条各号に規定する財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 市長は、取得財産等が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過した場合は、規則第18条に規定する市長の承認をするものとする。

3 規則第18条第2号の市長が定めるものは、価格が10万円以上の機械、器具及びその従物とする。

4 市長は、規則第18条に規定する市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 教育長は、実行委員会が次のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 法令又はこの告示の規定若しくは補助金の交付決定に付した条件に違反した場合

（2） 補助金の運用又は執行方法が不当であると認めた場合

（3） 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があった場合

2 教育長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、実行委員会に対し、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（報告又は検査）

第12条 教育長は、実行委員会に対して補助対象事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（関係書類の保存）

第13条 実行委員会は、補助対象事業の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類（以下

「証拠書類等」という。)を整備し、かつ、これらの証拠書類等を補助事業が完了した年の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月28日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	経費	説明
事務局 費 (実行 委員会 及び事 務局の 運営、管 理等に 必要な 経費)	報酬	会計監査、作業等に対する報酬及び謝礼金
	需用費	(1) 実行委員会又は事務局の運営又は管理に係る消耗品費、原材料、資材等の費用
		(2) 飲食費
		(3) その他実行委員会又は事務局の運営又は管理に必要な経費
	旅費	調査、連絡、研修、講習等のために支給する旅費
役務費	(1) 郵便料、電話料又はデータ通信料	
	(2) 有料道路の通行料	
	(3) 事務用、事業用等の諸物品の荷造り費又は運賃等	
使用料及び賃借料	器具機械借料又は借用料、会場借用料、物品等使用料又は借用料等	
備品購入費	事務処理に必要な器具、機械器具等の購入費	
事業費	報酬	出演者に対する報酬

(実行委員会が行う事業に必要な経費)	委託料	(1) 実行委員会の事業に係る企画又は運営に係る業務委託料 (2) 会場設営又は撤去に関する業務委託料 (3) 会場又は会場周辺の整備又は警備に関する業務委託料 (3) 獅子舞文化の継承及び発展に関する業務委託(企画運営の請負等)料 (4) その他実行委員会に関する事業を外注する経費
	需用費	消耗品、原材料、資材、燃料等に係る経費
	使用料及び賃借料	器具機械借料又は借用料、会場借用料、物品等使用料又は借用料等

様式第1号（第4条関係）

第 年 月 日 号

うるま市教育委員会
教育長 様

住 所
団 体 名
代表者名 ㊟

全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金交付申請書

全島獅子舞フェスティバル補助金を交付して下さるよう、全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) 教育長が特に必要と認めた書類

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

うるま市教育委員会
教育長



全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金交付決定通知書

全島獅子舞フェスティバル補助金については、全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付条件 うるま市補助金等交付規則及び全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金交付要綱を遵守すること。

※交付請求の場合は、全島獅子舞フェスティバル補助金交付決定通知書(写し)を添付すること。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

うるま市教育委員会
教育長 様

住 所
団 体 名
代表者名 ㊦

全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金について、申請内容に変更がありますので、全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更後申請額	金	円
3 既交付決定額	金	円
4 差 引 額	金	円

添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) 教育長が特に必要と認めた書類

様式第4号（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

うるま市教育委員会
教育長



全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金変更交付決定通知書

全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金については、全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり補助金額を変更し決定しましたので通知します。

記

1 変更後交付決定額	金	円
2 既交付決定額	金	円
3 差引変更額	金	円

※ 交付条件 うるま市補助金等交付規則及び全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金交付要綱を遵守すること。

※ 交付請求の場合は、全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金変更交付決定通知書(写し)を添付すること。

様式第5号（第7条関係）

第 年 月 日 号

うるま市教育委員会
教育長 様

住 所
団 体 名
代表者名 ㊟

全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった補助金について、
全島獅子舞フェスティバル補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり請
求します。

補助金交付請求額 円

記

口座振込依頼	
金融機関名及び支店名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義人（フリガナ）	

様式第6号（第8条関係）

第 年 月 日 号

うるま市教育委員会
教育長 様

住 所
団 体 名
代表者名 ㊤

全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
第 回全島獅子舞フェスティバルを下記のとおり実施したので、全島獅子舞フェスティバル補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を報告します。

記

事業名	事業費（歳出）			備考
	予算額	決算額	補助金交付決定額	

注 全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金交付要綱第7条各号に掲げる書類を添付すること。

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市教育委員会
教育長



全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号により実績報告のあった全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金については、全島獅子舞フェスティバル実行委員会補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり確定します。

記

補助金額

円